

志摩市住宅リフォーム促進事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の関連産業の振興を促進し、地域経済の活性化を図るため、市内業者が施工する住宅のリフォームを行う者に対し、予算の範囲内で助成金を交付することに関し、志摩市補助金等交付規則（平成16年志摩市規則第60号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 市内にある自己の居住の用に供する建物（ただし、併用住宅（自己の居住の用に供する部分と事業の用に供する部分があるもの）にあつては、自己の居住の用に供する部分をいう。）
- (2) リフォーム 住宅の機能又は性能を維持又は向上させるため、住宅及び設備の改修工事を行うこと。
- (3) 市内業者 市内に本店及び支店等の事業所を有する法人又は個人
(助成対象者)

第3条 助成金の交付対象者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 本市に住所を有し、居住していること。
 - (2) 本人及び同一世帯に属する者が市税を滞納していないこと。
 - (3) 助成金の交付対象者が過去にこの要綱による助成金の交付を受けていないこと。
 - (4) 次のいずれかに該当する者
 - ア 助成金を受けようとするリフォームについて、国縣市その他団体からの公的制度による補助又は扶助を受けていない者
 - イ 国縣市その他団体からの公的制度による補助又は扶助を受けている者で、当該補助又は扶助の対象とならない部分のリフォームを行う者
 - (5) 本人及び同一世帯に属する者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が認めた場合はこの限りでない。

(助成対象工事)

第4条 助成の対象とする工事は、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 別表に掲げる工事内容であること。
- (2) リフォームに要する費用（消費税及び地方消費税の額を除く。）が20万円以上であること。
- (3) 市内業者がリフォームに係る工事を施工すること。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、リフォームに要した費用（消費税及び地方消費税の額を除く。）の10分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、10万円を限度とする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、リフォームの着工前に住宅リフォーム促進事業助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) リフォームに係る見積書の写し
 - (2) リフォームの内容が分かる図面等の書類
 - (3) リフォーム予定の現場写真
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- (交付の決定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定による助成金の交付申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により助成金の交付の可否を決定したときは、住宅リフォーム促進事業助成金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。
- (変更又は中止の承認)

第8条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、リフォームの内容を変更し、又は中止しようとするときは、住宅リフォーム促進事業内容変更（中止）承認申請書（様式第3号）に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、助成金の額に変更がないときは、省略することができる。

- 2 市長は、前項の規定による住宅リフォーム促進事業内容変更（中止）承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、住宅リフォーム促進事業助成金交付決定変更（中止）承認通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。
- (実績の報告)

第9条 交付決定者は、リフォームが完了したときは、完了した日から30日以内又は完了した日の属する年度の末日までのいずれか早い日までに、住宅リフォーム促進事業実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) リフォームに係る工事費の領収書の写し
 - (2) リフォーム完了後の写真
 - (3) 前2号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類
- (助成金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、助成金の額を確定して住宅リフォーム促進事業助成金交付確定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第11条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、住宅リフォーム促進事業助成金請求書（様式第7号）により市長に請求するものとする。

(交付決定の取消し及び助成金の返還)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成金の交付決定の取消し又は助成金の返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付決定を受け、又は助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が不適當と認めたとき。

- 2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、住宅リフォーム促進事業助成金交付決定取消通知書（様式第8号）により交付決定者にその旨通知するものとする。
- (その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

1	既存住宅の増築・改築工事
2	浴室、キッチン、洗面室及びトイレの工事
3	給排水衛生設備工事、換気設備工事、電気設備工事、ガス設備工事（1の工事と併せて行う場合）
4	オール電化住宅に関する工事
5	屋根のふき替え、塗装及び防水工事
6	外壁の張替及び塗装工事（軒天井、破風板及び鼻隠しに係る工事を含む）
7	部屋の間仕切りの変更工事
8	床、壁、窓、天井及び屋根の断熱改修工事
9	床材、内壁材及び天井材の張替や塗装等の内装工事（ガス若しくは電気式の内暖房の工事又は内装工事と併せて行う室内カーテン・ブラインドの取替え及び新設を含む）
10	ふすま紙及び障子紙の張替や畳の取替え工事（表替え及び裏返し作業を含む）
11	雨どい等の取替え又は修理工事
12	建具の取替え及び開口部の新設に係る工事（手動又は電動シャッターに係るものを含む）
13	造り付け収納家具に係る工事（造作大工工事を伴うものに限る）
14	手すりの設置、段差の解消、廊下幅の拡張工事
15	屋根の軽量化、壁補強及び基礎補強工事
16	LED照明器具の取付工事（1～15までの工事と併せて行う場合に限る）